

青梅市特別支援教育実施計画
第六次計画
(令和5年度～令和7年度)

令和5年3月
青梅市教育委員会

はじめに

特別支援教育の理念は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うことです。

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換が図られ、すべての学校において、障害のある児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

この間、国における障害者の権利保護・支援に関する様々な法整備がなされ、特別支援教育を取り巻く状況は大きく進展しています。

東京都では、「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年11月）および「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」（平成29年2月）を策定し、共生社会の実現に向けすべての学びの場において特別支援教育の充実を図ってきました。また、令和4年3月には「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」が策定され、都の特別支援教育のさらなる推進の方策について明らかにされました。

これらの国や都の動向を踏まえ、青梅市では、東小・中学校を除くすべての小・中学校に特別支援教室を整備いたしました。また、令和4年度で「青梅市特別支援教育実施計画第五次計画」の計画期間が終了することを受け、令和5年度から令和7年度までの3年間の計画期間とした「青梅市特別支援教育実施計画第六次計画」を策定し、特別支援教育を推進してまいります。

今回の第六次計画では、継続事業である小・中学校を対象とした巡回・訪問相談等の各事業の充実を図るとともに、令和4年度に開始した医療的ケア児その家族の支援体制の確立を図り、障がいの有無にかかわらず共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。

教育、保健・医療、福祉等の関係者ならびに、保護者・市民の皆様におかれましては、青梅市の特別支援教育の充実を目指した第六次計画について、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たりまして御協力いただきました青梅市特別支援教育推進協議会の委員の皆様をはじめ、御指導、御助言をいただきました全ての皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

青梅市教育委員会

教育長 橋本 雅幸

目次

はじめに

I	計画の概要	1
1	計画策定の目的	
2	基本理念および指針	
3	計画期間	
II	青梅市の義務教育段階における特別支援教育の現状	3
1	特別支援学級等の設置状況	
2	全児童・生徒数に占める特別支援学級等在籍児童・生徒の割合	
3	特別支援学級等在籍児童・生徒数の推移	
(1)	知的障害固定学級	
(2)	自閉症・情緒障害固定学級	
(3)	言語障害・難聴通級指導学級	
(4)	特別支援教室	
III	青梅市の義務教育段階における特別支援教育推進に向けた具体的施策	7
	指針1 発達障害を含め障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実して いきます。	7
(1)	就学支援シートの有効活用	
(2)	連携型個別指導計画の作成と活用	
(3)	特別支援学級介護員、学校教育活動支援員およびスクールカウンセラー 等の配置の拡充	
(4)	知能・発達検査の有効活用	
	指針2 学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる特別支援教育の体制 を整備していきます。	10
(1)	巡回・訪問相談の実施	
(2)	幼稚園・保育所等との連携による就学移行支援体制の充実	
(3)	就学相談体制の充実	
(4)	特別支援学校との連携による支援体制の構築	
(5)	学校間の連携による中学校・高等学校への移行支援、進路指導の充実	
(6)	明星大学等との連携	
(7)	医療的ケア体制の確立	
	指針3 特別支援教育に関する教員・支援員等の専門性の向上を図り、学校にお ける指導力を高めていきます。	13
(1)	校内委員会の充実等による校内連携の促進	

- (2) 特別支援教育に関する研修の充実
- (3) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上
- (4) 医療的ケア看護職員等の専門性の向上

指針4 児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため、教育環境の整備を進めていきます。……………15

- (1) 特別支援学級の増級・新設
- (2) 特別支援教室の充実
- (3) 特別支援学級等の指導内容の充実
- (4) ICT利活用の推進

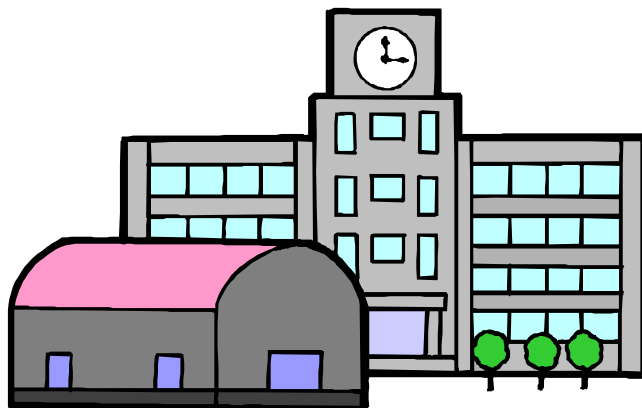
指針5 特別支援教育に対する理解をすべての市民に広げていきます。……………17

- (1) 特別支援教育への理解・啓発活動の推進
- (2) 副籍制度の推進
- (3) 交流および共同学習の推進
- (4) インクルーシブ教育の推進

IV 計画の推進体制……………19

参考資料……………20

- ・青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱
- ・青梅市特別支援教育実施計画第六次計画の策定経過
- ・青梅市特別支援学級設置状況一覧
- ・青梅市特別支援教室設置状況一覧
- ・小・中学校特別支援学級、特別支援教室の配置図
- ・青梅市立の小・中学校と特別支援学級、特別支援教室、周辺の特別支援学校
- ・用語解説(本文中の*が付された用語について解説を掲載しています。)



I 計画の概要

1 計画策定の目的

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育^{*1}」への転換が図られ、特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されることになりました。

その後、平成23年8月の障害者基本法^{*2}の改正、平成25年6月の障害者差別解消法^{*3}の成立、平成26年2月の障害者権利条約^{*4}の発効、平成28年5月の発達障害者支援法^{*5}の改正など、社会状況が大きく変化していく中、東京都においても、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）、第一次実施計画」、令和4年3月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）、第二次実施計画」が策定され、障害のある児童・生徒等も障害のない児童・生徒等とともに学び、互いに理解を深められる共生社会^{*6}の実現を目指すことが示されました。

青梅市では、このような国、都の動向を踏まえ、発達障害を含め障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて、必要な教育的支援を行うために、平成18年3月に「青梅市特別支援教育基本計画」、平成19年3月に「青梅市特別支援教育実施計画」、平成22年3月に「青梅市特別支援教育実施計画第二次計画」、以降、第三次計画（平成24年度～平成28年度）、第四次計画（平成29年度～平成31年度）、第五次計画（令和2年度～令和4年度）を策定し特別支援教育を推進してきました。

第五次計画が、令和4年度をもって計画期間が終了を迎えることから、令和5年度を初年度とする第7次青梅市総合長期計画との整合性を保ち、これまでの計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、この間の社会状況の変化や新たな課題に適切に対応し、青梅市の特別支援教育をさらに推進していくため、「青梅市特別支援教育実施計画第六次計画」を策定しました。

2 基本理念および指針

「青梅市特別支援教育基本計画」に示されている基本理念および指

針を踏まえ、本計画の基本理念および指針を以下のとおり掲げ、これにもとづき、具体的な施策を実施していきます。

(1) 基本理念

発達障害を含め障害のある児童・生徒一人一人の能力を伸長するため、学校・家庭・地域および関係機関との密接な連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した特別支援教育の展開を目指し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

(2) 5つの指針

指針1 発達障害を含め障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実していきます。

指針2 学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる特別支援教育の体制を整備していきます。

指針3 特別支援教育に関する教員・支援員等の専門性の向上を図り、学校における指導力を高めていきます。

指針4 児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため、教育環境の整備を進めていきます。

指針5 特別支援教育に対する理解をすべての市民に広げていきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和7年度の3年間とします。

ただし、国や都の動向および青梅市における特別支援教育の進捗状況や児童・生徒の状況などに応じて、計画期間の見直しを行う場合があります。

Ⅱ 青梅市の義務教育段階における特別支援教育の現状

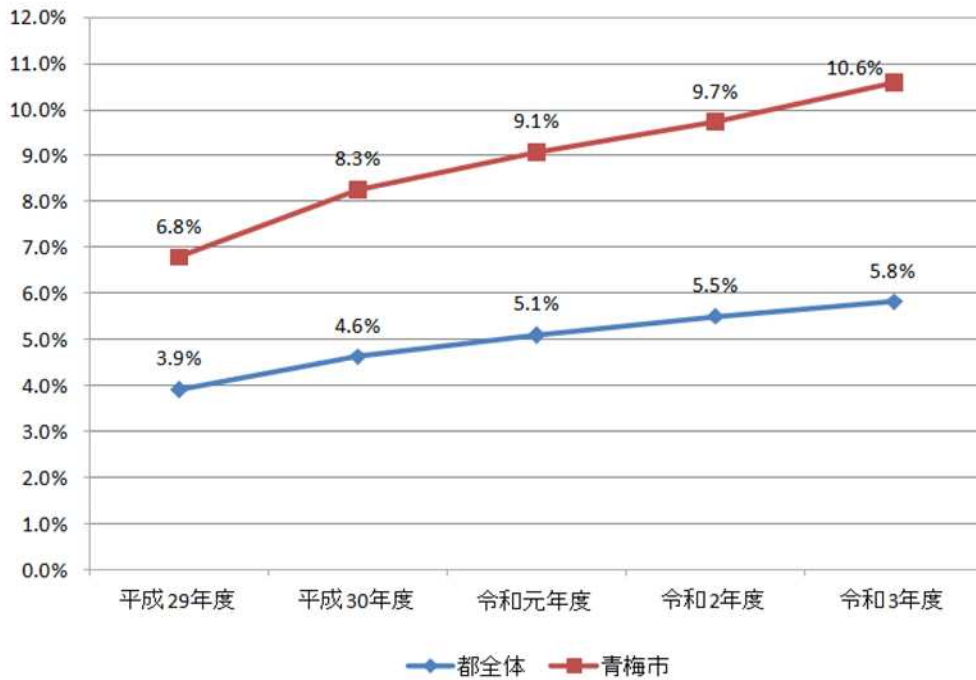
1 特別支援学級^{*7}等の設置状況

令和4年現在、青梅市立小・中学校には、知的障害固定学級、自閉症・情緒障害固定学級、言語障害・難聴通級指導学級、特別支援教室^{*8}が設置されています。特別支援教室は、令和2年度で東小・中学校を除く全校に設置が完了しています。

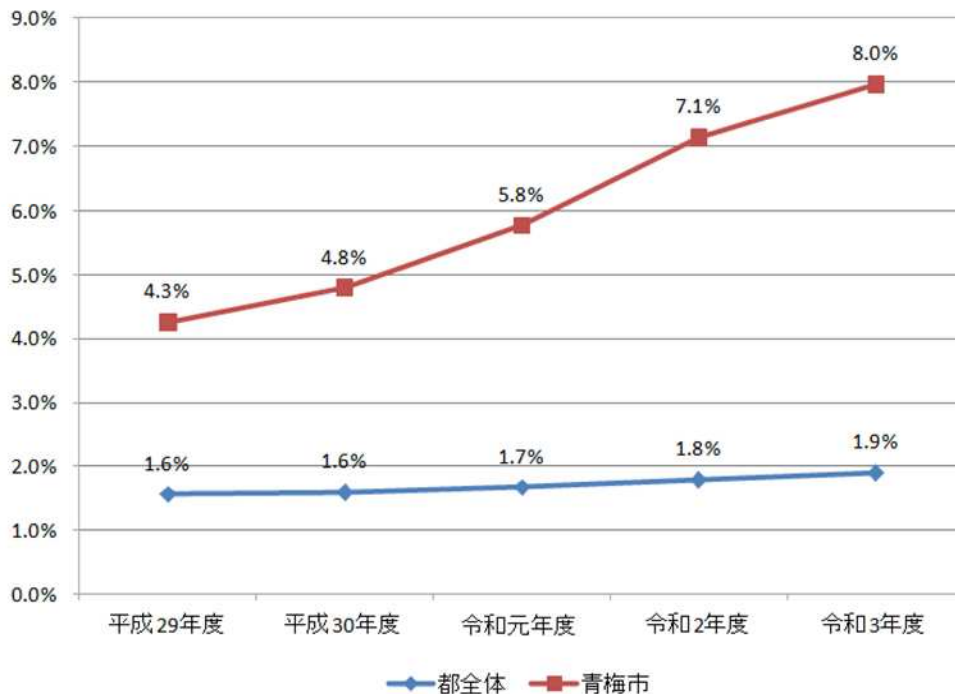
区 分			平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
小 学 校	固 定	知的障害	3	12	3	13	3	14	3	14	3	14
		自閉症 情緒障害	3	19	3	21	3	21	3	23	3	25
	通 級	言語障害	1	3	1	3	1	3	1	4	1	4
		難聴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別支援教室		16	/	16	/	16	/	16	/	16	/
中 学 校	固 定	知的障害	2	7	2	8	2	9	2	11	2	10
		自閉症 情緒障害	3	9	3	9	3	10	3	11	3	11
	通 級	情緒障害等	2	6	1	/	/	/	/	/	/	/
	特別支援教室		/	/	4	/	10	/	10	/	10	/

※特別支援教室^{*8}では、個別や小集団の指導を行っており、学級編成の考え方はありません。

2 全児童・生徒に占める特別支援学級等在籍児童・生徒の割合
 (1) 小学校



(2) 中学校

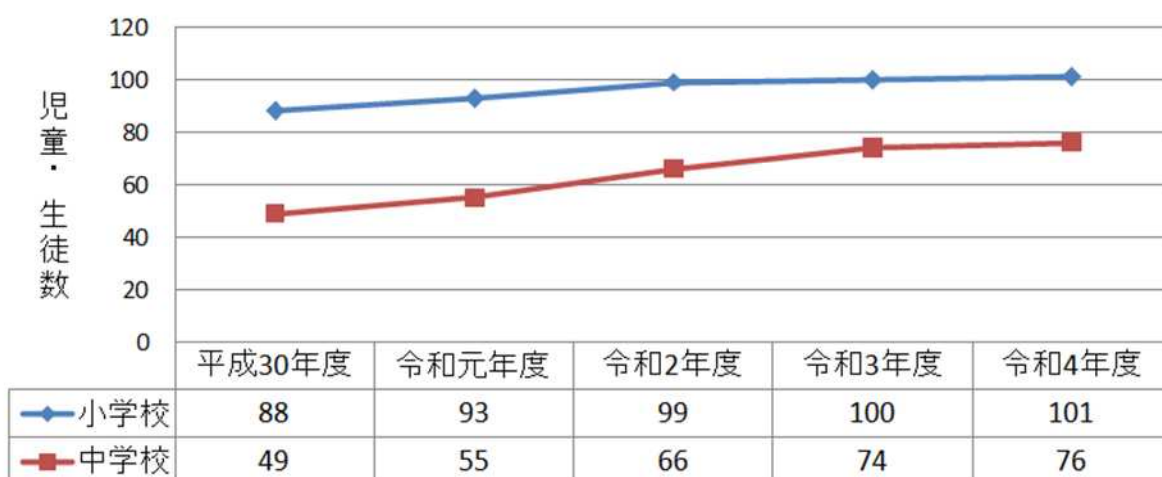


都全体との比較では、本市の全児童・生徒に占める特別支援学級等在籍児童・生徒の割合の推移は、同様の傾向にあるものの、その割合は、小・中学校ともに都全体より高い状況にあります。

これは、特別支援学級等在籍児童・生徒が、青梅市、都全体ともに増加していますが、青梅市では総児童・生徒数が減少しているのに対し、都全体では増加していることと、青梅市では特別支援に対する認知が進んでいることから、差が大きくなっていると考えられます。
 ※各グラフは東京都のデータをもとに作成しています。

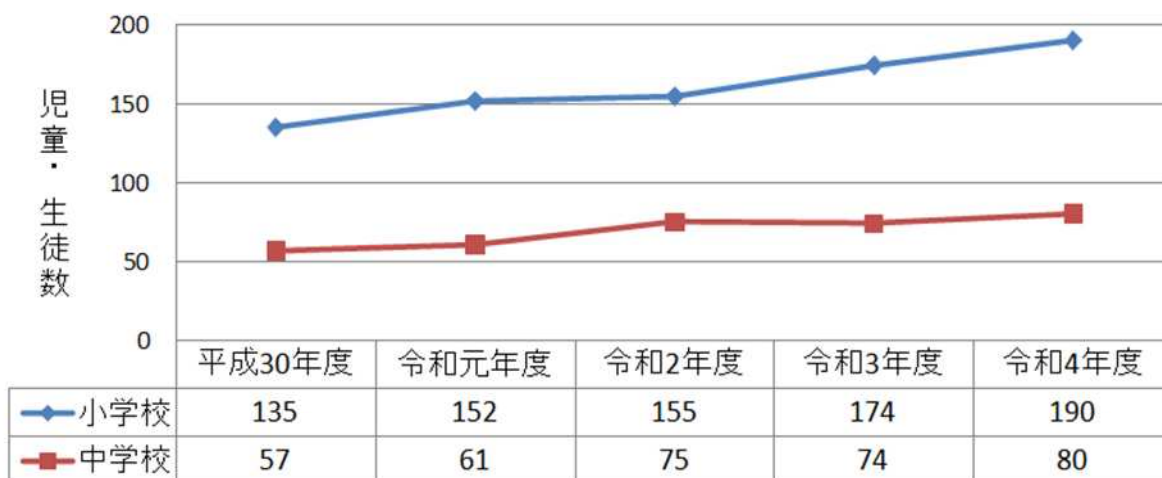
3 特別支援学級等在籍児童・生徒数の推移

(1) 知的障害固定学級



知的障害固定学級は、小学校3校、中学校2校に設置しています。在籍児童・生徒数は、平成30年度から増加しましたが、近年ではほぼ横ばいの状況となっています。

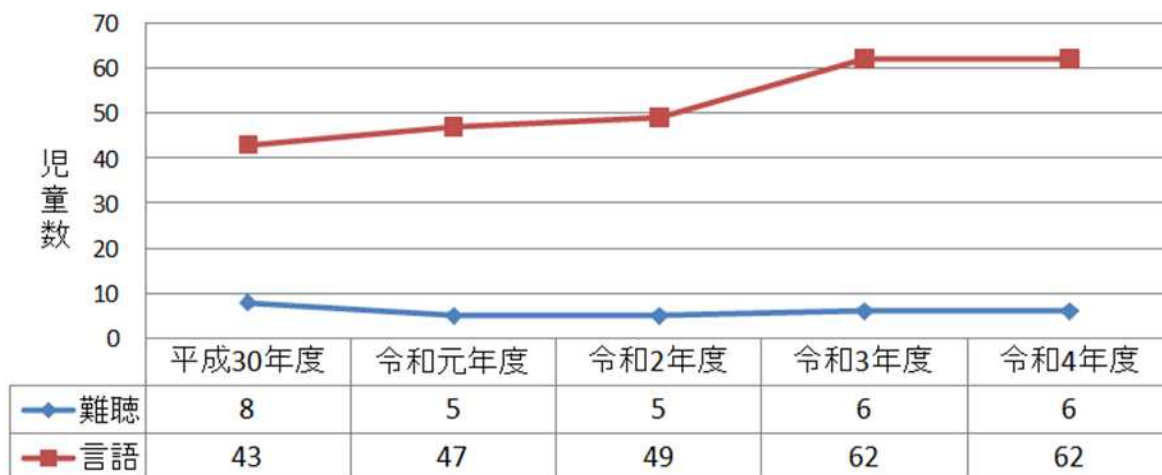
(2) 自閉症・情緒障害固定学級



自閉症・情緒障害固定学級は、小学校、中学校とも3校に設置しています。在籍児童・生徒数は、小学校、中学校とも増加傾向に

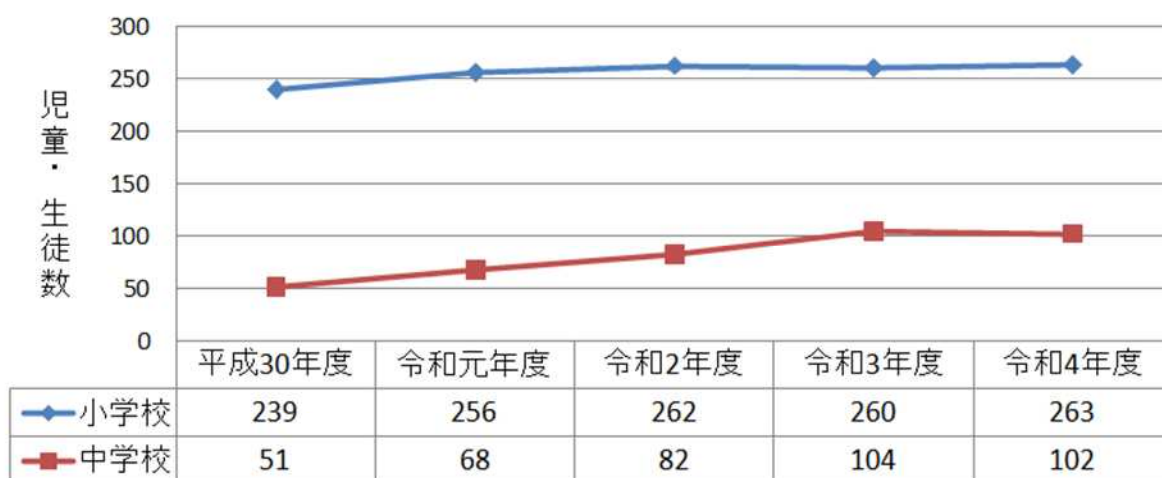
あります。

(3) 言語障害・難聴通級指導学級



言語障害・難聴通級指導学級は、河辺小学校のみに設置されています。利用児童数は、難聴学級は横ばい、言語障害学級は、令和3年度に増加したのち、横ばいとなっています。

(4) 特別支援教室



特別支援教室は、従来の通級指導体制とは異なり、在籍校で特別な指導を受けることができるよう全校に設置され、多くの児童・生徒が利用しています。

小学校・中学校とも設置後に利用児童・生徒数が増加しましたが、現在はほぼ横ばいの状況です。

※各表の児童・生徒数は各年度5月1日現在の数字です。
 ※特別支援教室設置以前は情緒障害等通級指導学級利用児童・生徒数を含む数です。

Ⅲ 青梅市の義務教育段階における特別支援教育推進に向けた具体的施策

指針 1 発達障害を含め障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実していきます。

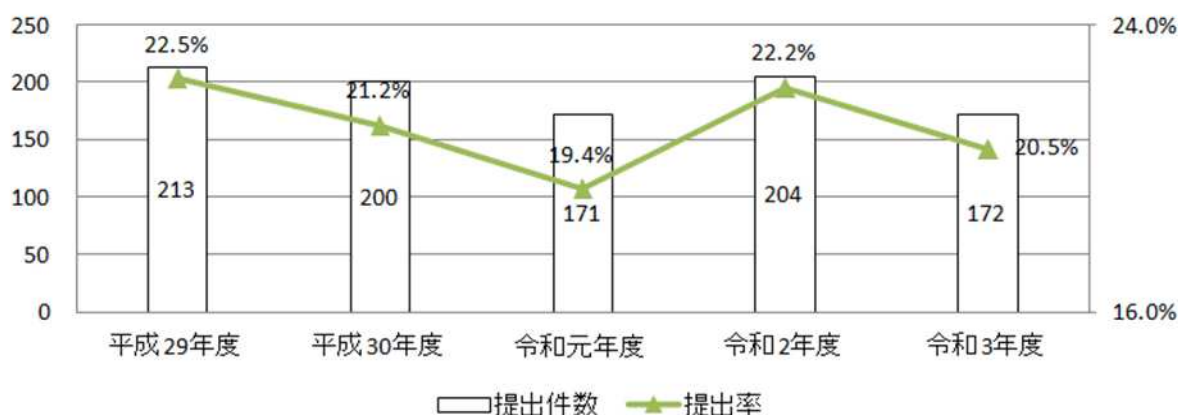
(1) 就学支援シート^{*9}の有効活用

家庭や幼稚園・保育所等での生活の様子や今まで大切にしてきたこと、配慮してきたことを就学予定の小学校に引き継ぐために、就学支援シートを作成しています。

平成19年度から導入した就学支援シートは、近年、児童数の増減により提出数も増減していますが、保護者や就学前機関における認知度は高まっており、提出率は20%前後で推移しています。

今後も、教育相談所や子ども家庭支援センターと連携するなど、引き続き有効な活用を図り、切れ目ない支援に繋がります。

市立小学校に入学した新1年生の就学支援シート利用状況



(2) 連携型個別指導計画^{*10}の作成と活用

児童・生徒一人一人の障害の状況や教育ニーズに応じてきめ細かな支援を行うため、保護者の理解と協力を得て、教育課程や指導計画、学校生活支援シート^{*11}等を踏まえた個別指導計画を作成し、個に応じた指導の充実を図ります。

なお、特別支援教室の巡回指導教員と在籍学級担任が連携型個別指導計画を作成し、それぞれの指導から指導目標や指導内容を取り上げ、互いに連携を図ります。

連携型個別指導計画の作成方法等に関する研修会を引き続き実施するとともに、特別支援教育コーディネーター^{*12}連絡協議会において、連携型個別指導計画を活用している学校の実践を取り上げ、各校に活用を促していきます。

(3) 特別支援学級介護員^{*13}、学校教育活動支援員^{*14}およびスクールカウンセラー等の配置の拡充

特別支援学級や通常学級において、児童・生徒一人一人の障害の状況や教育ニーズに応じた支援を行うため、特別支援学級介護員、学校教育活動支援員を配置しています。

近年の特別支援学級に在籍する児童・生徒の増加や通常学級における特別な支援の必要性の高まりから、介護員および支援員の配置の拡充が必要になっています。今後、各校の状況や現場の声等を踏まえ、配置人数や配置時間について検討していきます。

また、発達障害等の可能性のある児童・生徒に対する指導充実のため、スクールカウンセラー等の必要に応じた配置の拡充を図ります。

東京都教育委員会による全公立小・中学校を対象とした 発達障害のある児童・生徒に関する調査結果

都教育委員会は、都内公立小・中学校における発達障害のある児童・生徒の在籍状況や現在受けている指導・支援の状況を把握するため、全公立小・中学校を対象に調査を実施しました。この調査において、小学校の通常学級に在籍する児童の6.1%、中学校の通常学級に在籍する生徒の5.0%が発達障害の可能性があると回答を得ました。

このことから、公立小・中学校のほとんどの学級に発達障害のある児童・生徒が在籍していると推測されます。

また、各学校は、これらの児童・生徒のうち、小学校では48.9%、中学校では28.3%の児童・生徒は、在籍学級における一部の授業を抜けて特別の指導を受ける必要があると回答しています。

【表1 発達障害の可能性のある児童・生徒数及び支援の状況】

	通常の学級の児童・生徒数 a	発達障害のある児童・生徒の想定数 b	在籍率 b/a	通級による指導を受けている児童・生徒数 c	支援率 c/b	bのうち特別な指導が必要な児童・生徒数 d	割合 d/b
小学校	552,897人	33,661人	6.1%	6,209人	18.4%	16,445人	48.9%
中学校	228,340人	11,326人	5.0%	1,841人	16.3%	3,210人	28.3%

※ a及びcは、公立学校統計調査報告書による数値（小学校平成26年度、中学校平成27年度）

※ b及びdは、都教育委員会調査による数値（小学校平成26年度、中学校平成27年度）

(4) 知能・発達検査の有効活用

知能検査・発達検査は、すでに就学等の判定、指導目標・指導計画の作成等に活用されていますが、就学支援シートや行動観察等による実態把握と併せて、適切な学習指導・生活指導に結び付ける必要があることから、引き続き有効活用を図るとともに、検査を実施・分析できる専門的な心理職の活用も検討していきます。



指針 2 学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる特別支援教育の体制を整備していきます。

(1) 巡回・訪問相談の実施

教育委員会では、特別な教育的支援が必要な児童・生徒について、大学教授等の学識経験者、特別支援学校教員、公認心理師、臨床心理士等の専門家を小・中学校に派遣し、行動観察や指導方法に関する助言等を行う巡回・訪問相談を実施しています。

また、幼稚園・保育所等担当課において、幼稚園、保育所等への巡回・訪問相談を実施しています。

今後も、乳幼児期から学齢期にかけて切れ目のない支援を行うため、巡回・訪問相談担当部署や関係機関が連携し事業を継続していきます。

(2) 幼稚園・保育所等との連携による就学移行支援体制の充実

特別支援教育において、早期発見・早期支援の視点から、適切な就学と継続的な支援の充実が大切です。幼稚園・保育所等で障害のある幼児の教育・保育に携わる職員には、その専門性の向上を図り幼児期から適切な対応ができるよう、また、就学相談に関する資料や就学支援シートの作成等を通じて小学校へ支援を引き継げるように研修を充実していきます。

また、幼稚園・保育所等と小学校が連携を密にし、就学前情報を共有ができる体制の整備、充実を図ります。

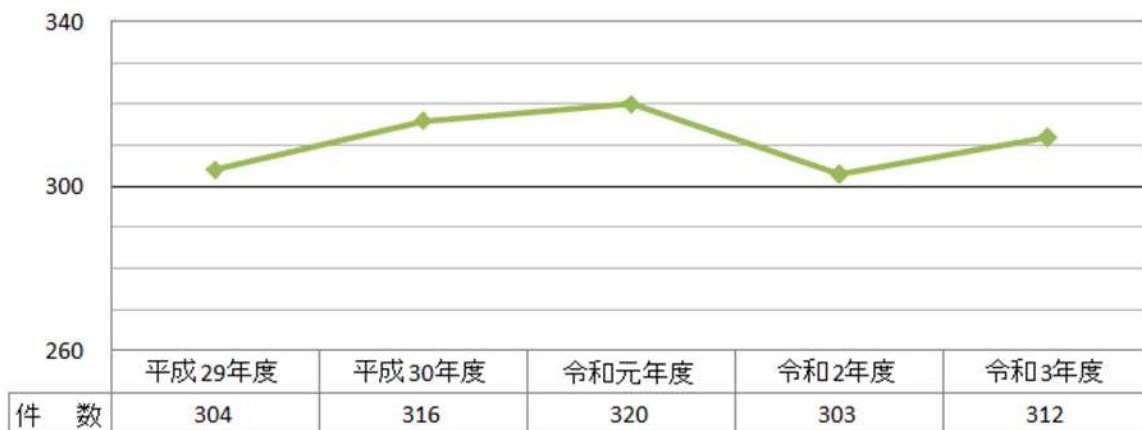
(3) 就学相談^{*15}体制の充実

近年、特別支援学級への就学・転学に関わる就学相談件数は増加しています。保護者が安心して相談できるように関係機関と連携し、就学相談の概要や手続きの周知、就学相談に関するガイダンス等を行っていきます。

また、就学相談は、就学先決定時のみでなく、就学後の児童・生徒の適応状況等に応じて、支援についての相談・助言を継続的に行う機能を担っていくことが大切です。就学後の継続相談について周

知を行うとともに、各学校の校内委員会^{*16}と連携し、就学相談を行った児童・生徒のフォローアップの充実を図ります。

相談件数の推移



(4) 特別支援学校との連携による支援体制の構築

本市のエリア・ネットワーク^{*17}のセンター校^{*18}である都立羽村特別支援学校や市内の都立青峰学園との連携をより一層強化し、巡回・訪問相談事業や特別支援教育に関する研修会への教員の派遣、特別支援学級等への訪問指導など特別支援学校のセンター的機能^{*19}を活用し、特別支援教育に係る支援体制の充実を図ります。

(5) 学校間の連携による中学校・高等学校への移行支援、進路指導の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒が切れ目ない支援を受けることができるよう、学校間の接続を意識した教育課程の編成、指導方法の工夫を促し連携を促進します。現状、個別の教育支援計画、児童・生徒指導要録での引継ぎが行われていますが、関係機関との連携も含め、引継ぎの充実、学校間の連携による進路指導の充実を図ります。

(6) 明星大学等との連携

教育委員会では、明星大学と連携し、特別支援教育関係を専攻している学生と市内の障害のある児童・生徒との交流事業や教育インターンシップ、巡回・訪問相談事業等を実施しています。今後も、

特別支援教育の推進のため協力関係を築いていくとともに、他大学からの学生支援員の受け入れ等の連携事業を実施していきます。

(7) 医療的ケア^{*20}体制の確立

医療技術の進歩等により、医療的ケア（人工呼吸器の使用やたん吸引、胃ろうによる経管栄養等）が日常的に必要な児童・生徒等の増加を背景に、令和3年9月18日、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体および学校設置者の責務が法的に位置づけられました。青梅市教育委員会では学校設置者として、市立小・中学校において安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう、令和4年10月に青梅市立学校医療的ケア実施要綱を制定し、学校における医療的ケア児への支援を始めています。

医療的ケアは、種類、頻度等様々な実態があり、対応等も画一的にできるものではないため、引き続き、学校における医療的ケア実施体制を検討し、さらなる確立を図ります。



指針 3 特別支援教育に関する教員・支援員等の専門性の向上を図り、学校における指導力を高めていきます。

(1) 校内委員会の充実等による校内連携の促進

校内委員会は、市内全小・中学校が設置しており、発達障害を含め障害のある児童・生徒への支援体制づくりにおいて中心的な役割を担います。特別支援教室が導入され、その役割はさらに重要になっています。校内委員会へスクールカウンセラーや特別支援教室巡回心理士等^{*21}が参加し、専門的な助言をすることにより、校内委員会の充実を図ります。

また、校長のリーダーシップのもと校内連携を促進し、支援を要する児童・生徒の状況や具体的な取組みが校内で共有され、校内全体で支援を行う体制を整備していきます。

(2) 特別支援教育に関する研修の充実

特別支援教育の充実には、特別支援学級担任や介護員、学校教育活動支援員の専門性の向上と小・中学校の全ての教員や幼稚園・保育所等就学前機関の職員の特別支援教育に関する理解が必要です。特別支援学校教員、公認心理師や臨床心理士等による研修を計画的に実施していきます。

(3) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

校内委員会の運営を担う特別支援教育コーディネーターは、より高度な専門性が求められます。特別支援教育コーディネーターの経験年数、役割に応じた研修等を定期的実施するとともに、東京都が実施する研修等への参加を促進し、その内容を他校の特別支援教育コーディネーターにも広げ、一層の資質の向上を図ります。

また、特別支援教育パートナーシップ推進委員会を特別支援教育コーディネーター連絡協議会と合わせて開催することで、障害に関する専門性を有する特別支援学校や小・中学校間での連携を図り、各学校における活動の活性化を図ります。

(4) 医療的ケア看護職員等の専門性の向上

医療的ケア体制の確立を図るうえで、学校に配置する看護師等については、医療行為を行うため高い専門性が必要になります。医療機関等と連携し、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を持つ人材による体制の整備を図ります。

また、教職員にも医療的ケアについての理解を促すとともに、安全な医療的ケアの実施をサポートできるよう、研修による啓発に努めます。



指針 4 児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため、 教育環境の整備を進めていきます。

(1) 特別支援学級の増級・新設

特別支援学級の増級については、各年度の特別支援学級対象児童・生徒数を的確に把握し、学校の施設状況を踏まえ、随時対応していきます。また、特別支援学級の新設については、現行体制で対応を行い、特別支援学級対象児童・生徒数の動向を注視しながら、慎重に検討していきます。

(2) 特別支援教室の充実

本市では、令和2年度で東小・中学校を除く全ての小・中学校に特別支援教室の設置が完了しています。

在籍校で特別な指導を受けられるようになったことで、多くの児童・生徒が利用していますが、利用児童・生徒の増減に伴うグループ間での負担の偏りも想定されるので、グループ編成の見直しや拠点校の増減など臨機応変に変更を検討していきます。

また、今後、特別支援教室の在り方等を検証していく中で、適正な運営が図られるよう、入室・退室判定システムや指導方法の見直しについて検討していきます。特に退室については、東京都教育委員会が原則の指導期間（1年間）を設けたことから、指導目標を達成した児童・生徒については速やかに退室させるなど、適切に運用していきます。

そのほか、各特別支援教室には、教室の円滑な運営に必要な業務を行うために、特別支援教室専門員^{*22}が配置されています。専門員が、各教室での工夫や取組みを共有することで、特別支援教室の指導・支援の充実を図ります。

(3) 特別支援学級等の指導内容の充実

特別支援教育の充実には、教室環境等の施設面のみでなく、学級等における指導内容を充実し、児童・生徒の多様な教育ニーズに対応することが大切です。特別支援学級等の教員の専門性向上を図る

ため、研修や実践的な研究授業等を行います。

また、特別支援学校との連携により特別支援学校教員からの助言等を受け、指導方法等の改善を図ります。

(4) ICT^{*23}利活用の推進

改訂された新しい学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成を図るために、デジタルを積極的に活用するよう新たに示されました。さらに、各教科等の指導計画の作成に当たっての配慮事項として、デジタルの活用に関する規定を示し、指導の効果を一層高めるよう求めています。

ICT教育には、教育を受ける児童・生徒、教員にも多くのメリットがあることから、十分に研究し利活用の充実を図ります。



指針5 特別支援教育に対する理解をすべての市民に広げていきます。

(1) 特別支援教育への理解・啓発活動の推進

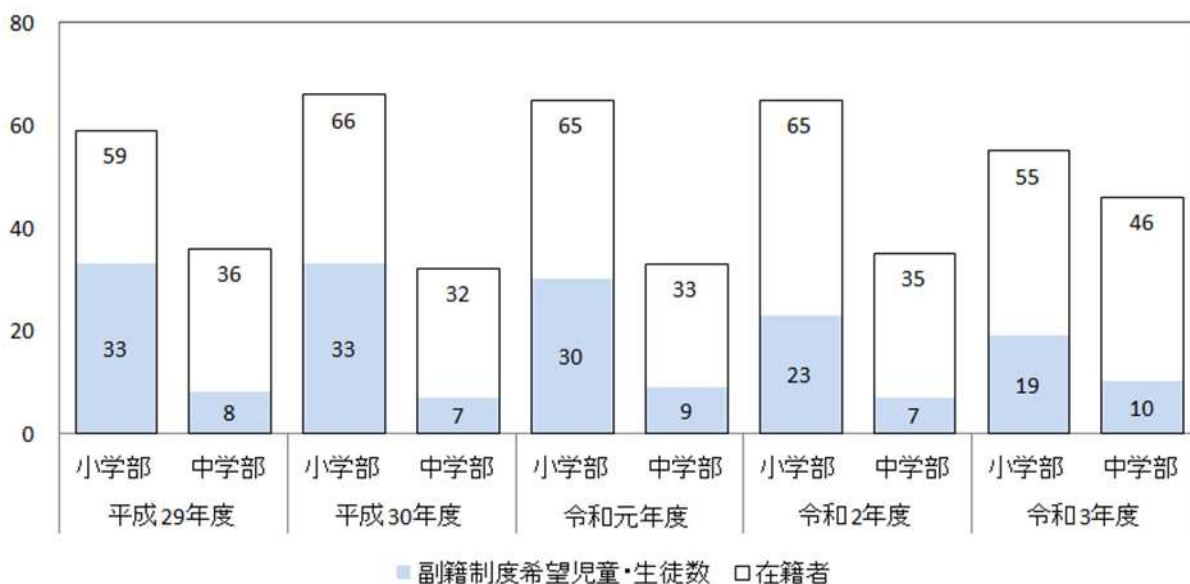
障害のある人もない人も互いに尊重し合いながら暮らしていける共生社会を実現するために、特別支援教育に関する講演会の実施やリーフレットの作成・配布、ホームページの充実、各学校における特別支援教育に係る情報発信など、児童・生徒、保護者、広く市民に向けて、特別支援教育への理解・啓発活動を推進していきます。

(2) 副籍制度^{*24}の推進

特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、副籍制度について丁寧に説明や相談を行い、周知を図っていきます。

また、副籍制度による交流活動は、特別支援学校と地域指定校がともに理解を深めることが重要であることから、学校間の連携の更なる推進を図ります。

特別支援学校在籍者と副籍制度希望者の推移



(3) 交流および共同学習^{*25}の推進

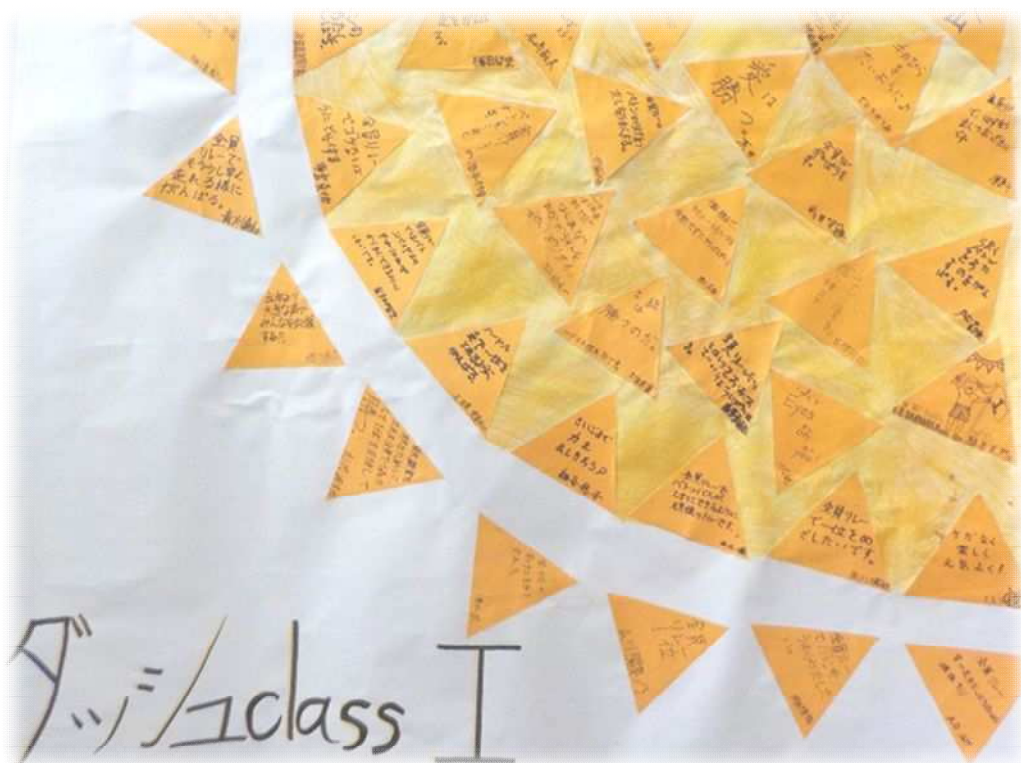
特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の相互理解を深める交流学習は、すべての特別支援学級設置校で行われています。引き続き

支援するとともに、地域の小・中学校と特別支援学校の児童・生徒との交流を深めるための副籍制度を推進することにより、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が互いに理解し、思いやりの気持ちを育て、互いが尊重できる共生社会の実現を目指します。

(4) インクルーシブ教育の推進

ともに交流し、支え合う共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*26}構築のため、本計画にもとづき、各学校において特別支援教育体制の強化を図り、研修等を通じ合理的配慮の提供に関する教員の理解を更に深め、情報共有を図るとともに、合理的配慮を実現するための基礎的環境整備を進めていきます。

各校においては、校内における相談・支援体制の強化を図るとともに、教育委員会と連携して、本人および保護者の意思を尊重した合理的配慮を行います。



IV 計画の推進体制

青梅市では、平成19年度から特別支援教育を推進するための組織として、医師、学識経験者、学校関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関等で構成する「青梅市特別支援教育推進協議会」を設置しています。

この協議会では、本計画にもとづき、今後の青梅市の特別支援教育を推進するための協議を行います。

委員構成および所掌事項は、次頁のとおりです。



《参考資料》

【青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱】

1 設置

青梅市における特別支援教育の円滑な推進を図るため、青梅市特別支援教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

2 所掌事項

推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 青梅市の特別支援教育にかかる基本計画および実施計画に関すること。
- (2) 青梅市の総合的な特別支援教育の体制の整備に関する施策の推進と評価に関すること。
- (3) 特別支援教育に対する理解の啓発に関すること。
- (4) その他特別支援教育に関すること。

3 組織

推進協議会は、次に掲げる者のうちから青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱または任命する委員27人以内をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 幼稚園長
- (4) 保育所施設長
- (5) 社会福祉事業団の職員
- (6) 特別支援学校の校長
- (7) 小・中学校特別支援学級設置校の校長
- (8) 小・中学校の校長
- (9) 青梅市教育相談所所長
- (10) 青梅市健康福祉部の職員
- (11) 青梅市こども家庭部の職員
- (12) 青梅市教育委員会事務局の職員

4 任期

委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長および副会長

- (1) 推進協議会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員の互選による。
- (3) 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

6 会議

推進協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

7 部会

- (1) 推進協議会に、所掌事項に関する調査・検討等を行うための部会を置くことができる。
- (2) 部会の構成および運営に関しては、推進協議会が定める。

8 委員以外の者の出席等

推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

9 報告

会長は、教育長に対し、必要に応じて推進協議会の検討経過および結果を報告する。

10 庶務

推進協議会の庶務は、青梅市教育委員会特別支援教育担当課において処理する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

12 実施期日

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

13 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、平成21年6月1日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

(2) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。

(3) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

【青梅市特別支援教育実施計画第六次計画の策定経過】

開催日	検討内容等
令和4年 5月16日（月）	第1回青梅市特別支援教育推進協議会 (1) 青梅市特別支援教育推進協議会部会の設置について (2) 新計画策定の方向性について
8月29日（月）	第1回青梅市特別支援教育推進協議会部会 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（素案）の検討
11月18日（金）	第2回青梅市特別支援教育推進協議会 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（素案）について
令和5年 1月11日（水）	第10回青梅市教育委員会定例会 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（素案）について
1月30日（月）	第3回青梅市特別支援教育推進協議会 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（案）について
2月22日（水）	第12回青梅市教育委員会臨時会 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（案）について
3月 6日（月）	経営会議 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画について（報告）

*その他、3月1日（水）校長会、3月3日（金）副校長会で報告

【青梅市特別支援学級設置状況一覧】

(令和4年5月1日現在)

区 分			学校名	学級名	児童 生徒数	学級数	開設 年月
小 学 校	固 定 学 級	知的障害	第一小学校	ぴあじえ学級	20	3	S53.4
			第三小学校	かすみ学級	43	6	H18.4
			第四小学校	つくし学級	38	5	S32.6
		自閉症 情緒障害	第二小学校	さくら組	63	8	H22.4
			若草小学校	わかくさ学級	78	10	S62.4
			吹上小学校	あおぞら学級	49	7	H30.4
	通 級	言語障害	河辺小学校	ことばときこえの教室	62	4	S48.4
		難聴			6	1	S49.4
	中 学 校	固 定	知的障害	第二中学校	I組	28	4
霞台中学校				F組	48	6	H18.4
学 級		自閉症 情緒障害	第一中学校	G組	23	3	H3.4
			吹上中学校	ときわ学級	15	2	H26.4
			泉中学校	F組	42	6	H18.4

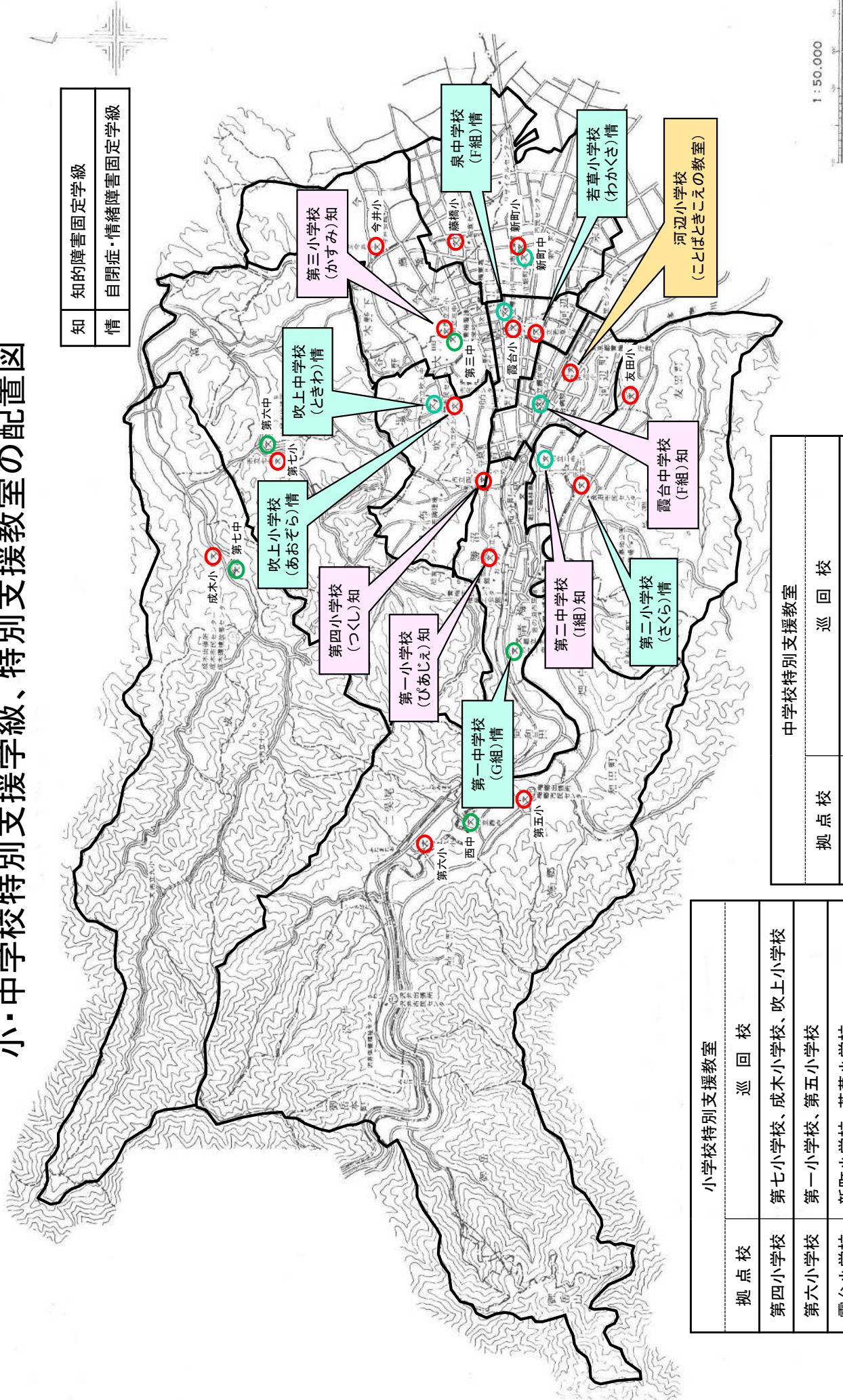
【青梅市特別支援教室設置状況一覧】

(令和4年5月1日現在)

区分	グループ	児童・生徒数	区分	巡回校	児童・生徒数	導入年度	
小学校 263人	第六小グループ (わかすぎ)	56	拠点校	第六小	11	平成29年度	
			巡回校	第一小	19		
				第五小	26		
	友田小グループ (くわのき)	45	拠点校	友田小	14		平成30年度
			巡回校	第二小	8		
				河辺小	23		
	第四小グループ (ひまわり)	49	拠点校	第四小	25	平成30年度	
			巡回校	第七小	2		
				成木小	1		
				吹上小	21		
	霞台小グループ (みらい Labo)	69	拠点校	霞台小	24		平成30年度
			巡回校	新町小	31		
若草小				14			
藤橋小グループ (ふじのみ)	44	拠点校	藤橋小	17	平成30年度		
		巡回校	第三小	18			
			今井小	9			
中学校 102人	第一中グループ (やわらぎ)	40	拠点校	第一中	11	平成31年度 (令和元年度)	
			巡回校	第二中	9		
				西中	17		
				第七中	3		
	第三中グループ	62	拠点校	第三中	6	令和2年度	
			巡回校	第六中	1		
				霞台中	16		
				吹上中	15		
				新町中	10		
				泉中	14		

小・中学校特別支援学級、特別支援教室の配置図

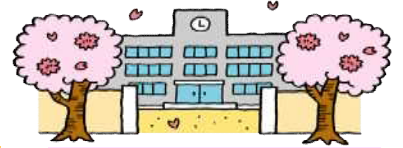
知	知的障害固定学級
情	自閉症・情緒障害固定学級



小学校特別支援教室	
拠点校	巡回校
第四小学校	第七小学校、成木小学校、吹上小学校
第六小学校	第一小学校、第五小学校
霞台小学校	新町小学校、若草小学校
友田小学校	第二小学校、河辺小学校
藤橋小学校	第三小学校、今井小学校

中学校特別支援教室	
拠点校	巡回校
第一中学校	第二中学校、西中学校、第七中学校
第三中学校	第六中学校、吹上中学校、霞台中学校 新町中学校、泉中学校

青梅市立の小・中学校と特別支援学級、特別支援教室、周辺の特別支援学校



- ◆小学校
 - 第一小学校
 - 第二小学校
 - 第三小学校
 - 第四小学校
 - 第五小学校
 - 第六小学校
 - 第七小学校
 - 成木小学校
 - 河辺小学校
 - 新町小学校
 - 霞台小学校
 - 友田小学校
 - 今井小学校
 - 若草小学校
 - 藤橋小学校
 - 吹上小学校
 - 東 小学校
- ◆中学校
 - 第一中学校
 - 第二中学校
 - 第三中学校
 - 西 中学校
 - 第六中学校
 - 第七中学校
 - 霞台中学校
 - 吹上中学校
 - 新町中学校
 - 泉 中学校
 - 東 中学校

通常の学級

特別支援学級

特別支援教室
通級指導学級

固定学級

特別支援学校

知的障害、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症またはそれに類するもの(自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群など)、言語障害、難聴等
ただし、知的障害の特別支援教室はありません。

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由
病弱

◆小学校

- ・特別支援教室
全小学校に設置

拠点校	巡回校
第四小学校	第七小学校、成木小学校 吹上小学校
第六小学校	第一小学校、第五小学校
霞台小学校	新町小学校、若草小学校
友田小学校	第二小学校、河辺小学校
藤橋小学校	第三小学校、今井小学校

- ・言語障害・難聴通級指導学級
河辺小学校に配置
ことばときこえの教室 22-2103

◆中学校

- ・特別支援教室
全中学校に設置

拠点校	巡回校
第一中学校	第二中学校、西中学校 第七中学校
第三中学校	第六中学校、霞台中学校 吹上中学校、新町中学校 泉中学校

◆小学校

知的障害

- 第一小学校(びあじえ学級 23-8388)
- 第三小学校(かすみ学級 31-7288)
- 第四小学校(つくし学級 22-7268)

自閉症・情緒障害

- 第二小学校(さくら組 22-7290)
- 若草小学校(わかくさ学級 31-3117)
- 吹上小学校(あおぞら学級 22-8301)

◆中学校

知的障害

- 第二中学校(I組 22-1034)
- 霞台中学校(F組 24-4535)

自閉症・情緒障害

- 第一中学校(G組 21-3022)
- 吹上中学校(ときわ学級 24-1883)
- 泉 中学校(F組 31-2431)

＜東京都立特別支援学校＞

- 青峰学園 TEL32-3811
小・中・高(肢体不自由)
高就業技術科(知的障害)
- 羽村特別支援学校(知的障害)
TEL042-554-0829
- 光明学園特別支援学校(病弱)
TEL03-3323-8421
- 八王子盲学校(視覚障害)
TEL042-623-3278
- 立川学園(聴覚障害)
TEL042-523-1358

特別支援教室とは？

巡回指導教員が拠点校から各学校に出向き、在籍学級担任との相談の上、児童・生徒の障害の状態に応じた指導を実施します。特別支援教室での指導は、「自立活動」であり教科指導ではありません。



教員が児童の在籍校へ



巡回指導教員

特別支援教室での指導については、保護者との合意にもとづいて、各学校の校長から申請し、青梅市教育委員会が決定します。

すでに小・中学校に在籍していて、特別支援教室の利用を希望する場合は、在籍校の担任の先生へご相談ください。

- ・特別支援教室の対象は、「自閉症」、「情緒障害」、「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒です。
- ・不登校の児童・生徒は対象になりません。

【用語解説】 ※「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」等より引用

* 1 特別支援教育（1 ページ）

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。

* 2 障害者基本法（1 ページ）

障害者権利条約の批准に先立ち、平成23年8月に障害者基本法が改正された。障害者の教育については、第16条において、「障害者がその年齢および能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容および方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。」と規定されている。

* 3 障害者差別解消法（1 ページ）

平成25年6月に、障害者基本法第4条第1項及び同条第2項を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立し、平成28年4月から施行された。同法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。

* 4 障害者権利条約（1 ページ）

平成19年9月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約に署名して、平成26年1月に批准し、同年2月から国内において発効している。障害者の教育については、同条約第24条で規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度および生涯学習を確保することとされている。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められている。

* 5 発達障害者支援法（1 ページ）

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、同年8月から施行された。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」および「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」を行うこと等が新たに規定された。

* 6 共生社会（1 ページ）

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。

* 7 特別支援学級（3 ページ）

小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級。青梅市では、知的障害固定学級、自閉症・情緒障害固定学級、情緒障害等通級指導学級、言語障害・難聴通級指導学級を設置している。

* 8 特別支援教室（3 ページ）

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要と

する自閉症者、情緒障害者等を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。

* 9 就学支援シート（7ページ）

障害のある児童が豊かな学校生活を送ることができるよう、障害の様子や指導の手立て・手掛かり、就学後も引き継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等に引き継いでいくもの。

* 10 連携型個別指導計画（7ページ）

学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導計画。児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を連携して行うことができるよう、特別支援教室の巡回指導教員と在籍学級担任等が協働で、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成する。

* 11 学校生活支援シート（7ページ）

本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して幼児・児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。文部科学省では「個別の教育支援計画」という名称であるが、都では、幼児・児童・生徒の学校生活を支えることが支援の中核になることから、学校生活支援シートと呼ぶ。

* 12 特別支援教育コーディネーター（8ページ）

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整および保護者に対する学校の窓口として、特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

* 13 特別支援学級介護員（8ページ）

小・中学校の特別支援学級（固定学級）において、授業時や生活および自立活動の介助を行う者。

*14 学校教育活動支援員（8 ページ）

小・中学校の通常学級において、教室で学習ができにくい児童・生徒および発達障害等により特別な支援を必要とする児童・生徒への教科指導や生活指導等の支援を行う者。

*15 就学相談（10 ページ）

障害のある幼児・児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談。

*16 校内委員会（11 ページ）

校内における特別な支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援策の検討・調整等を行う学校内の組織。

*17 エリア・ネットワーク（11 ページ）

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク。

*18 センター校（11 ページ）

エリア・ネットワークの拠点となる特別支援学校。

*19 センターの機能（11 ページ）

特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条に規定されている。

*20 医療的ケア（12 ページ）

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理、導尿等の医療行為のこと。

*21 特別支援教室巡回心理士等（13 ページ）

特別支援教室を巡回し、児童・生徒の障害の状態を把握し、指導上

の配慮について教員に助言を行う「公認心理師」「臨床発達心理士」、
「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格を有する者。

*22 特別支援教室専門員（15 ページ）

特別支援教室の円滑な運営のために配置される者で、校内や巡回指導教員、巡回心理士との連絡・調整、教材や指導記録の作成等を行う。

*23 ICT（16 ページ）

ICTとは、「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。

ICTには「Communication（通信、伝達）」という言葉が入っており、ITよりもコミュニケーションの重要性が強調されている。単なる情報処理にとどまらず、インターネットを利用した情報や知識のやり取り、人と人とをつなぐ役割を担っており、それを教育現場で活用するICT教育が注目されている。

*24 副籍制度（17 ページ）

特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

*25 交流および共同学習（17 ページ）

障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする活動する機会。

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。

*26 インクルーシブ教育システム（18 ページ）

障害者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的

の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。
障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する
地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合
理的配慮」が提供される等が必要とされている。

